

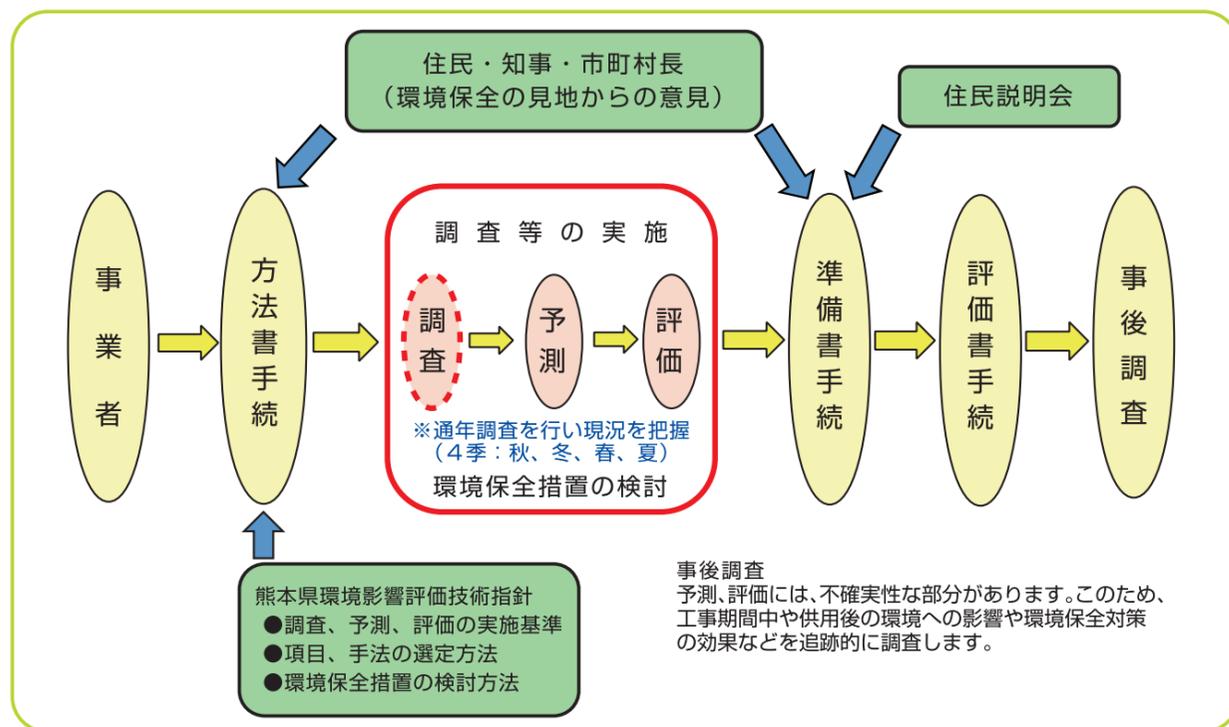
■ 環境影響評価(いわゆる「環境アセスメント」)について

菊池環境保全組合では、熊本県の環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施しています。現在の進捗状況としましては、方法書の公告・縦覧後に県環境影響評価審査会が開かれ、環境保全の見地からの審査会委員の意見を踏まえた知事意見に対し、環境保全措置の検討を行っているところです。

また、事業実施区域及びその周辺の現況把握を目的とした現地調査(4季:秋、冬、春、夏)に取り組んでいるところであり、本調査では、大気質、気象、騒音・振動(交通量)、悪臭、動植物など、多岐にわたる調査とあわせて既存資料調査などにより現在の状況を把握します。

これらの調査結果につきましては、公表できる段階となりましたら、適宜、住民説明会などを通じて公開することとし、最終的に報告書を作成し当組合ホームページ等で公表する予定です。

環境影響評価の手続きについて



県環境影響評価審査会の様子



県道住吉熊本線での騒音・振動調査

お問い合わせ先：菊池環境保全組合 建設推進課 TEL 096-293-2555
<http://www.kikunanseisou.or.jp/mailform.html>

第8号 菊池環境保全組合立 環境工場等建設の取組み

菊池環境保全組合新環境工場等建設検討委員会
 及び熊本県環境影響評価条例に基づく広報



東部清掃工場



楽善埋立処分場

- 菊池環境保全組合新環境工場等建設検討委員会
- 菊池環境保全組合
- 構成市町／菊池市・合志市・大津町・菊陽町
- 平成28年2月

お問い合わせ先：菊池環境保全組合 建設推進課 TEL 096-293-2555
 ホームページアドレス：<http://www.kikunanseisou.or.jp>

「菊池環境保全組合新環境工場等建設検討委員会」では、広報第7号でお知らせしましたとおり、新環境工場の処理方式、新最終処分場の方式及び各事業方式の評価並びに選定に関する検討を行い、その結果を取りまとめ組合長へ答申しました。その経過についてご報告いたします。

「菊池環境保全組合新環境工場等建設検討委員会」経過報告

(1) 平成27年7月29日に第4回の委員会を開催し、ごみ処理施設と新最終処分場との一体的な整備手法の可能性について、施設整備・運営の主体になると考えられる企業を対象としたアンケート調査を実施し、聴取した意見等を基に、ごみ処理施設及び新最終処分場の各事業方式の検討を行いました。

表1 検討対象とする事業方式の概要

事業方式 項目	(1) 公設公営方式	(2) 公設+長期包括委託方式	(3) 公設民営方式 (DBO)	(4) PFI方式 (BTO, BOT, BOO)
民間関与度	小	←————→		大
計画策定	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	民間
設計・建設	公共	公共	公共 民間	民間
運営	公共 民間	民間	民間	民間
施設の所有 (建設時)	公共	公共	公共	民間
施設の所有 (運営期間中)	公共	公共	公共	公共 民間
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共 民間
運営モニタリング (運営期間中)	-	公共	公共	公共 民間
用語解説	公共が財源確保から施設の設計・建設、運営等を行う方式。運転業務については、直営と、民間への委託(単年度)がある。	公共が財源確保から施設の設計・建設を行い、運営に関しては、民間業者に複数年にわたり委託する方式。	公共が財源確保し、施設の設計・建設、運営等を民間業者に包括的に委託する方式。 DBO (Design-Build-Operate) 設計-建設-運営	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を行う。所有権については、方式により異なる。 BTO (Build-Transfer-Operate) 建設-公共へ譲渡-運営 BOT (Build-Operate-Transfer) 建設-運営-公共へ譲渡 BOO (Build-Own-Operate) 建設-所有-運営

(具体的な検討内容について)

事業方式は、上の表1の(1)～(4)に示す4方式を基本として評価・選定を行うこととし、次の4つの評価項目に基づき比較検討を行いました。

- ・「事業に対する信頼性」
- ・「競争性の確保」
- ・「組合の現行組織体制・能力での対応可否」
- ・「財政負担削減効果」

一体的な整備手法について、施設整備に伴う建設事業についてはコスト縮減が図られるなどのメリットが見込めるものの、運営に関しては専門分野が異なり、それぞれ独立した性格をもつことなどから、事業方式の検討については、ごみ処理施設、新最終処分場を別途の事業として進めることとしました。

- (2) 平成27年9月29日に第5回の委員会を開催し、ごみ処理施設における事業方式の評価・選定と、新最終処分場における事業方式の検討を行いました。
- (3) 平成27年10月27日に第6回の委員会を開催し、新最終処分場における事業方式の評価・選定を行いました。
- (4) 平成27年11月27日に第7回(最終)の委員会を開催し、これまでの検討結果により委員会としての答申をまとめ、今後のスケジュール等の確認を行いました。 ※答申内容は下記のとおりです。

委員会答申について

これまでの検討結果を基に総合評価を行い、本組合にとって最も優れた事業方式については下記のとおりと判断し答申をまとめました。

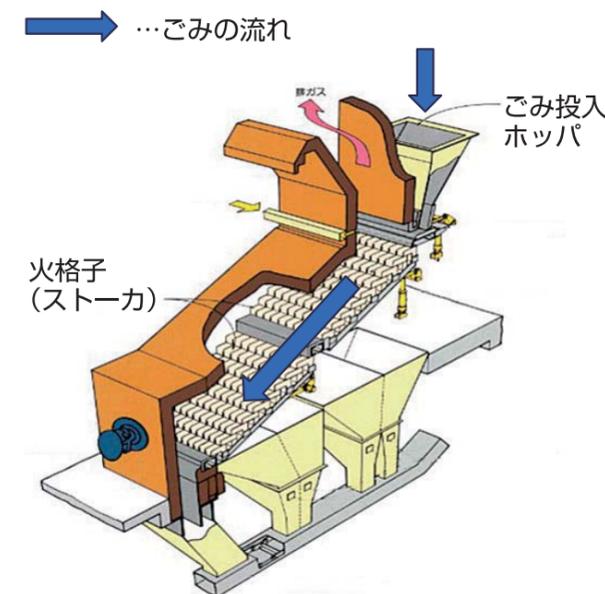
施設	処理方式・処分方式	事業方式
新環境工場 (ごみ処理施設)	ストーカ方式*1とする。なお、焼却残渣は新最終処分場に直接埋立処分とする。	公設民営方式 (DBO) とする。
一般廃棄物 新最終処分場	クローズド型*2とする。	公設+長期包括委託方式とする。



去る平成27年12月11日に菊陽町役場において、鳥居修一委員長(左)から後藤三雄組合長(菊陽町長)(右)へ答申書が渡されました。

- ※1 ごみ投入ホッパに供給されたごみを、機械的に火格子(ストーカ)上に送り込み、火格子の下方から空気を送り、段階的(乾燥→燃焼→後燃焼)にごみを燃焼させる方式のこと。全国的に最も建設稼働実績がある。
- ※2 埋立地の上部に被覆施設(屋根)を設置する方式のこと。降雨や降雪の影響を受けず、計画的な散水による埋立物の安定化(無害化)を図ることができる。

【ストーカ方式での処理(イメージ図)】



【クローズド型処分場のイメージ図】

参考：熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」の完成イメージ



屋根と壁で覆われた処分場内部のイメージ